

様式第1号（第4条関係）

新座市ひとり暮らし老人、重度身体障がい者等緊急連絡システム利用申請書

年 月 日

（申請先） 新座市長

住 所
申請者 氏 名
電 話 番 号

ひとり暮らし老人、重度身体障がい者等緊急連絡システムを利用したいので、新座市ひとり暮らし老人、重度身体障がい者等緊急連絡システム事業実施要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

1 利用者情報

フリガナ		生年月日	年 月 日
対象者氏名		（年齢）	（ 歳）
住 所	新座市		
電 話 番 号		携帯電話	
高 齢 者 申 請 区 分	独居世帯 ・ 高齢者のみ世帯 ・ 日中独居（高齢者のみ）世帯		
障 がい 者 申 請 区 分	身体障がい者手帳等級 1 級 ・ 2 級		
かかりつけ 病 院		電話番号	
既 往 歴 現 病 歴			

2 緊急連絡先情報（緊急時に消防署から連絡を受けることができる方）

氏名	続柄	住所	電話番号
		〒	
		〒	
		〒	

※ 「承諾書」及び「個人情報利用目的外利用同意書」を添付すること。

※ 窓口に来た方 氏 名 _____ 続柄（ ）
電 話 番 号 _____

承諾書

年 月 日

(宛先) 新座市長

利用者氏名 _____

私は、「ひとり暮らし老人、重度身体障がい者等緊急連絡システム」を利用するに当たり、下記のことを承諾します。

記

- 「ひとり暮らし老人等緊急連絡システム利用申請書」に記載した事項について、本事業の委託業者及び新座消防署へ情報提供すること。
- 緊急連絡通報を発信し、その後消防本部からの折返しの連絡に応答しないときは、消防職員等が室内へ立ち入ること。
- 緊急時には、やむを得ずドア及び窓等を壊して救助者が入室する場合があること。
- 緊急連絡システム（じしんたすけ）の本体、電源コード及び携帯型発信機（ペンダント型又は腕時計型）は、市からの貸与品であるため、破損又は紛失したときは、弁償すること。

	本体（電源コード含む）	電源コード	携帯型発信機
弁償額	税込 33,550 円	税込 2,750 円	税込 5,720 円

※ 弁償額については、物価高騰などにより変更となる可能性がありますので、ご了承ください。

- 自己都合により、電話回線や電話番号等を変更した場合は、システムの設定を変更する必要があるため、それにかかる費用を弁償すること。
- 火災の防止を目的とした住宅防火診断の際、「ひとり暮らし老人等緊急連絡システム利用申請書」に記載した事項について、新座消防署へ情報提供すること。
- 緊急連絡システム（本体、電源コード、携帯型発信機）が不要となった場合には、以下の方法により、速やかに市に返却すること。
 - 緊急連絡システム（3点全て）を市の窓口を持参
 - システムの設置業者に連絡し、取り外し工事を行うよう依頼

個人情報利用目的外利用同意書

年 月 日

本同意書を提出した日から高齢者福祉サービス等を廃止するまでの期間、以下の者の住民基本台帳情報、介護保険情報及び障がい者に係る情報に関して、関連部局に確認することに同意します。

同意者

※ 対象者及び対象者と同居している全ての方

同意者住所及び氏名		続柄
対象者	住 所 新座市	本人
	氏 名	
対象者と同居している方	氏 名	
	氏 名	
	氏 名	
	氏 名	
	氏 名	
	氏 名	

※ 確認した個人情報は、その目的の範囲を超えて利用することはありません。